

6つの原則は、何か理論的なバックボーンがあるのでしょうか？

信頼性のある気候移行計画の原則については、CDPの専門チームが分析に基づいてまとめております。CDPはこれまで20年に渡って企業に気候変動に関する情報を開示いただいております。また2015年からはACTという取り組みを通じて、パリ協定の削減目標に沿った移行戦略のフレームワークの開発に取り組んでいます。これらのCDPに蓄積されたデータに加え、TCFDやClimate Action 100+、GFANZ等のイニシアチブで重視されている要素なども分析した上で、原則としてまとめています。これらの調査を基に、本年初めてCDPとしての見解をまとめておりますが、企業による取組の加速を支援するために、今後も最新の気候科学や、社会の動向を踏まえて、CDPとしての気候移行計画の考え方を改善していきます。

移行計画とは企業の想定されるリスクおよび機会への対応策を実行するための事業計画という理解でよいか。1.5℃の世界に整合しているとは、1.5℃の温度帯でのシナリオ分析によるリスク・機会への対応への計画という理解でよいか？

信頼性のある移行計画とするには、本ウェビナーでご紹介した、6つの原則に基づき、8つの要素を含んでいる行動計画であることが期待されます。

移行計画について株主等のステークホルダーからフィードバックを受ける仕組みとは、どのようなものが想定されていますでしょうか？

[Say on Climate のキャンペーン](#)は、株主総会における移行計画を投票の対象とする議案とすることを求めています。株主総会での議案としない場合でも、何かしらの方法によって、移行計画について株主からのフィードバックを受ける仕組みを持つことが企業には期待されます。フィードバックの仕組みについては、今年のCDP気候変動質問書から、詳しく質問するようになっておりますので、今後は企業の事例などもご覧いただける状態になるかと思っております。

移行計画に関するフィードバックをする対象として、株主のみが指定されているのはなぜですか。

顧客等からのフィードバックの仕組みはCDPの評価では考慮されないのですか？

気候変動課題の取組に際して、サプライヤーと顧客間の協働は不可欠となります。サプライヤーと顧客間の協働について、日常的にされていることが想定されており、CDPの質問書の中ではC12.1やC12.2の質問の中で詳しくご回答いただく形となっております。一方で、株主との気候変動に関するやり取りについては、意見の交換の機会が少ない、またはほとんどないようなケースがあることも想定されることから、C3.1の質問の中では株主からのフィードバックの仕組みに焦点を当ててきております。

TCFDの開示推奨事項と気候移行計画はどのような関係性なのでしょうか？TCFDは気候移行計画の一部でしょうか？どういった違いがありますか？

CDPが提示している信頼性のある気候移行計画は、2017年にTCFDが公表した4つの柱（「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」）からなる開示推奨事項に整合していますが、より踏み込んだものになっているかと存じます。例えば、スコープ1、2、3の開示については、気候移行計画では、開示するだけでなく、第三者による検証を受けていることを求めています。また、排出目標については、目標の説明だけでなく、遅くとも2050年までにネットゼロを目指した、科学に基づいた目標であることを求めています。2021年にTCFDは移行計画に関するガイダンスを初めて公表しましたが、CDPが移行計画に関するガイダンスを作成する際には、こちらの[TCFDのガイダンス](#)も参考にしています。

移行計画書を作成・公表する際には、TCFDの開示推奨項目（「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」）の中に含めて一緒に報告すべきものなのでしょうか？それとも、TCFDの開示推奨項目を報告した上で、改めて移行計画として8つの要素をそれぞれ報告するのは良いのでしょうか？

CDPとして公表の仕方についてはご提案しておりませんが、CDPが提示している信頼性のある移行計画の6つの原則に基づき、8つの要素を含めている移行計画を策定していけば、TCFDの開示推奨項目もカバーされるものになるかと存じます。

CDPテクニカルノートでは移行計画について海外の事例がいくつか紹介されていますが、現状日本企業で公開している企業はありますか？

移行計画という言葉が以前から存在しておりましたが、CDPで移行計画はどうあるべきかを明確に定義したのは今年からとなります。CDP質問書の中で、気候移行計画について明示的に何うようになったのも2022年の質問書からとなります。現状として、お示しできる日本企業による事例はありませんが、2022年の質問書の中で気候移行計画を、回答企業が添付できるようになっておりますので、今後様々な企業の事例をご覧いただけるようになるかと存じます。

取締役が気候変動問題に精通した個人とは、何らかの資格が必要なのでしょうか？気候変動の世界の中の動きをよく勉強しているなどでもよいのでしょうか？

こちらに関するベストプラクティスが今後より明確になる可能性はございますが、何を以て「気候変動に精通している」と判断するかは、CDPでは現時点で定義しておりません。今年の質問書への回答では、各回答企業でご判断いただくようお願いしております。資格を必須とはしておりませんが、そちらをもっと精通しているとも考えられるかと存じます。御社で「気候変動課題に精通している個人が取締役にいる」と判断されている場合には、どのようにそう判断したのかの説明とともに、ご回答ください。

信頼性のある移行計画の8つの要素に照らし合わせて、内容が十分でない / 網羅できないものがある場合でも、社内で移行計画に相当すると考えているものがある場合には、C3.1で「移行計画がある」と回答してもよいのでしょうか？

産業革命前と比較して地球の気温上昇を1.5℃に抑えるために必要な脱炭素化のレベルに整合したビジネスモデルへの移行の方法を示した計画を策定している場合は、「1.5℃の世界に整合した移行計画がある」を選択することができます。今後は網羅できていない要素についても含めることをご検討いただき、より信頼性のある移行計画となるよう改良を重ねていただければと思います。

CDPの質問書の回答自体が移行計画に整合しているのご説明だと理解しましたが、CDPの質問書の該当箇所をきちんと記載していれば、移行計画があるとみなされるのでしょうか？別途「移行計画書」というタイトルをつけて、まとめてある必要があるのでしょうか？

CDPでは、気候移行計画が企業の主要な文書や事業戦略に統合されることを不可欠であると考えております。気候移行計画の部分だけを取り出した、個別の文書として作成し公表することまでは、CDPとして現在求めておりませんが、そうすることは、顧客や投資家といった様々なステークホルダーにとって有用な資料になるかと存じます。

CDP気候変動質問書の移行計画に関する質問と回答を1つの文書にまとめて公表すれば、それは移行計画書の公表ありとして評価いただけるのでしょうか？極端な話、CDP気候変動質問書の回答全文をそのまま公表すればC3.1で移行計画の公表ありと評価いただけるのでしょうか？

CDPの質問書では、移行計画の要素として必要な部分をカバーする形で作成されておりますが、信頼性のある移行計画がある企業から、そうでない企業まで、様々なレベルの企業が回答できる質問書となっているため、CDP質問書へ回答していること＝移行計画があるとはなりません。ただし、移行計画に関連性の深いCDP質問書内の質問において、1.5℃の世界に整合したアクションについて具体的に回答できている企業は、自社の移行計画をまとめる際にCDPに報告している内容を活用できるかと思えます。

バリューチェーンへの働きかけですが、これからCSR調達アンケートを通じてサプライヤーに働きかける予定なのですが、今年のCDP回答〆切までの現状について回答するかたちでも評価されますか？

CDPへの回答については、回答提出の締切時点ではなく、原則としてC0.2にご回答いただく報告期間の状況を基にして、ご報告いただくこととなります。報告期間よりも後のことについて記載する場合には、「報告期間の後にはこのようなことをやっていきます」という形で、今後の方針/計画として、ご説明をいただければと思います。

C-xx の質問が出されるのはどのセクターでしょうか？

資本財、セメント、化学品、建設、不動産、石炭、電力事業、石油&ガス、金属及び鉱業、鉄鋼、輸送サービス、輸送機器製造が該当します。

気候移行計画に関する設問において、つじつまの合う回答を作成することが必要と思いますが、評価の際、設問間のクロスチェックはされますか？

今年の評価基準において、気候移行計画の有無について何う C3.1 と他の質問のクロスチェックはございません。つまり、C3.1 において、「1.5℃の世界に整合した移行計画があります」と回答している場合には、移行計画の要素に関連するその他の質問への回答内容に関わらず、その回答をもって採点がされます。

ただし、CDP では企業が信頼性のある移行計画を持っているか否かを、発表の中で紹介した「Are companies being transparent in their transition?」のレポートにもあるように、C3.1 への回答だけでなく、8つの要素に関連する様々な質問への回答を基に分析しております。「何を持って信頼性のある移行計画と言いいのか」が今後世界的に明確化されていく中で、投資家等のステークホルダーも、今後、総合的な観点で企業の移行計画の信頼性を見極めていくことになるかと存じます。

また、C3.1 以外の質問では、クロスチェックをする質問はあります。例えば、目標に関する何う C4.1a/b では、C6.4/C6.4a への回答（排出量の除外に関する質問）が評価の際に参照されます。これは、企業の野心的な目標に対して高得点をつける前に、その企業がそもそも重大な除外なく GHG 排出量を算定できていることを確認するためです。質問間のクロスチェックの詳細については、[評価基準の資料](#)をご確認ください。

「パリ協定の目標」と「1.5℃の世界に整合する目標」は異なるものでしょうか。

パリ協定の目標に整合した目標ですので、同義とお考えください。CDP 気候変動報告ガイドンスでは、1.5 度の世界に整合していることについて、以下のように定義しています。：これは IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）や IPCC 地球温暖化に関する特別報告書（SR1.5）で示されたパリ協定長期気温目標に整合することを指します。SBTi によると、1.5° C の世界に整合するとは、遅くとも 2050 年までにスコープ 1、2、3 の排出量をゼロまたはゼロに近い水準まで削減し、残留する排出量を中和する（同等量の温室効果ガスを大気中から永続的に除去する）ことを意味します。

スコープ 2 排出量の評価は、マーケット基準で評価されるのでしょうか？

CDP 気候変動質問書において、スコープ 2 排出量は、マーケット基準で算定されたものも、ロケーション基準で算定されたものも、いずれも評価対象となります。なお、企業は両方の手法を用いて、排出量を算定/報告することが推奨されています。

スコープ3の目標がない場合、C5.2におけるスコープ3基準年は報告年になりますか。

報告年において、初めてスコープ3を算定している場合、報告年を基準年として、C5.2に報告年における排出量を記載することが考えられます。

なお、C6.5（報告年におけるスコープ3排出量の質問）において、算定/報告しているスコープ3カテゴリと、C5.2（基準年における排出量の質問）で開示しているスコープ3カテゴリが一致していることをご確認ください。例えば、基準年の排出量（C5.2）は記載されているのに、報告年の排出量（C6.5）は記載されていないというカテゴリがないようにしてください。

C2.2での「気候関連のリスク評価が、全社的な管理プロセスに組み込まれている」というのは、具体的にはどのようなことでしょうか？

気候変動のリスクや機会を、気候変動のみ特化した、限られた枠組みの中で捉えるのではなく、自社のその他様々な分野のリスクや機会も統合的に考慮した、多分野横断的なリスク管理プロセスと捉えていただければと思います。気候変動問題は様々なエリアへの影響を与えることから、全社を横断的にしたリスク管理のプロセスの中で評価し、気候変動問題を経営戦略の中核を成す課題として、統合的なビジネスの文脈で管理していくことが期待されます。

「第三者検証をうける」とは具体的にどのようなアクションをさしますか？公的な機関名、コンサルなどご教示いただけますでしょうか？

排出量の第三者検証については、[こちらのページ](#)をご覧ください。こちらに掲載されている検証基準に従って、御社の排出量が第三者によって検証を受けていることが求められます。検証基準については、CDPで事前にチェックをし、認められる基準を指定しておりますが、第三者検証を提供する機関についてはCDP側で指定しておりません。認められている検証基準を使用している限り、どの検証機関から検証を受けていても構いません（採点に影響しません）が、CDPではいくつかの検証機関とパートナーシップを組んでおります。パートナー企業は、CDPについても深く理解いただいておりますので、ぜひパートナー企業にもお問合せいただければと思います。パートナー企業は、同じWEBページからご覧いただけます。

排出量の第三者検証ですが、受けた方が好ましいというのは理解できるのですが、今後検証を受けなかった場合に具体的にどのような不利益が出てくるのでしょうか？

CDP のスコアリングにおいて、排出量について第三者検証を受けていることが高評価のポイントとなります。詳しくは、C10.1(排出量検証全般)、C10.1a (スコープ 1 検証の詳細)、C10.1b(スコープ 2 検証の詳細)、C10.1c(スコープ 3 検証の詳細)の評価基準をご覧ください。また、排出量について検証を受けていることは、A 評価 (最高評価) を受けるための条件にもなっております。検証を受けていない場合には、他の分野でどれだけベストプラクティスに沿った取組をしても、A 評価を受けることはできません。

CDP におけるスコアリングに限らず、開示しているデータについて信頼性を示せることは、今後より重視されていくかと存じます。

CDP 気候変動質問書の中で、脱炭素ファンドへ出資する取り組みが評価される質問はありますか？例えば、サプライヤー以外のエンゲージメントとして評価されますか？

具体的にどういったお取り組みなのかによって、該当箇所 (回答に含めることができる質問) が異なりますが、例えば C4.2b (排出量目標以外の目標) ではグリーンファイナンスに関する目標について回答いただけます。また、C4.2c (ネットゼロ目標) ではバリューチェーンを超えた緩和のための取組について記載いただける欄があります。

C12.1d では、顧客またはサプライヤー以外のバリューチェーン上のパートナーとの気候変更に関するエンゲージメントについて記載いただけますが、その働きかけ先がバリューチェーン上のパートナーであり、それが誰であるのかを明確にした上で、働きかけの内容について具体的にご説明いただく必要がございます。

C3.5a の売上高、CAPEX、OPEX の具体的な中身について例を挙げていただけませんか？

売上：企業の通常の事業活動から生じる収入から、販売した商品・サービスの原価および販売するまでにかかった運営費を差し引く前の値

CAPEX (Capital expenditure): 不動産、建物、工場、テクノロジー、設備などの固定資産の購入額を示す指標。言い換えれば、CapEx とは、損益計算書に支出としてではなく、投資として貸借対照表に表示される種類の費用

OPEX (Operating expenditure): 光熱費、出張費、研究開発費など、組織が通常の事業活動を行うために発生する支出

ACT は、どのような出典に基づいて評価されているのでしょうか？ 企業による公開情報でしょうか？

ACT の評価では、企業の公開データ (CSR レポートや財務情報) や、CDP を含むサードパーティを通じたデータからの信頼できる情報を使用されます。より詳細な情報については、[ACT の FAQ](#) にある「#7 Which data will be needed to conduct an ACT assessment?」をご覧ください。

企業の取組は年々進化していますが、ACTの評価ではどのようなタイミングで評価は更新されるのでしょうか？

ACTでは評価の時点で取得可能な最新の情報が使用されます。加えて、評価の中では現時点の企業の状況だけではなく、傾向を評価するために、過去5年の情報も遡って評価の中で考慮しています。

CDPとACTの関係について教えてください。CDPに回答すれば、ACTでも評価されるのでしょうか。

ACTはCDPがフランス環境エネルギー管理庁(ADEME)と協働して行っているイニシアチブになります。ACTでの評価において、CDPの回答も考慮されますが、CDPに回答することで、ACTでの評価対象になるという直接的な関係はありません。

WBA (World Benchmarking Alliance)と共同で実施した分析については、世界の脱炭素化を促すことを目的としており、特にインパクトが大きいとされるセクターにおける、影響力の強い企業が評価の対象になっております。

WBAの対象とならない企業についても、自社の状況を把握いただくために、ACTの評価を受けることができます。ACTでは世界中の様々な企業とパートナーシップを組んでおり、それらのパートナーを通じて企業に対しACT評価を提供しております。日本ではCodo Advisoryがパートナーとなっております。ご関心のある方は[こちら](#)をご覧ください。

SBTとACTの違いを教えてくださいませんか

SBTは企業の科学に基づいた目標の設定を支援するものであり、ACTは企業の移行を評価する枠組みとなります。ACTの評価において、企業の排出目標は評価で使用される指標の一つにもなっており、科学に基づいた野心的な目標があるかを見ております。ACTの評価では、企業の排出目標以外にも、様々な定量的な指標（例：低炭素化に向けたR&D）や、定性的な情報（ビジネスモデル）が考慮されます。